

議案第93号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

下記のとおり損害賠償の額を定め和解するため、議会の議決を求める。

記

- 1 相手方 省略
- 2 事案の概要 下水道施設から汚水が逆流し、相手方の住宅1階部分全面を浸水し住宅や家財を汚損したため。
- 3 和解の概要
 - 1 町は、相手方に対し、賠償金として、4,881,250円を支払う。
 - 2 町と相手方の間には、本件に関し、本和解概要で定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和 5年12月 5日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

今回の事故について賠償額を定め和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損額賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

省略

2 事案の概要

令和5年7月3日午前8時00分頃、みやき町●●●●●●●●●●●●●●●●において、下水道施設から汚水が逆流し住宅内の浴室洗剤場の排水孔から住宅1階部分の全面を浸水し、住宅や家財を汚損したものである。

原因としては、令和2年に町道内の小口径マンホールから汚水が逆流する事を防止するために、町が当該マンホールの内蓋を接着したため、事故当日、瞬間的に下水道施設の内圧が急激に高くなったことで、圧力を伴った汚水が住宅内に逆流したものである。

本件は、公共下水道における管理の瑕疵に起因し発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより和解しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として4,881,250円を支払う。